

議案第 16 号

小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
(平成 26 年小田原市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「小田原市地域包括支援センター運営協議会」を「小田原市附属機関
設置条例(昭和 54 年小田原市条例第 1 号)第 2 条の規定に基づき設置された小田原市
高齢者福祉・介護保険事業推進委員会(次条において「委員会」という。)」に改める。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「(委員会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援セ
ンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包
括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員
が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常
勤の職員の員数に換算する方法をいう。))」によることができる。次項において同
じ。))」を加え、同条第 2 項の表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に、「小田原市地
域包括支援センター運営協議会」を「委員会」に改め、同項の表おおむね 1,000 人
未満の項及びおおむね 1,000 人以上 2,000 人未満の項中「前項各号」を「第 1
項各号」に改め、同表おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満の項中「前項第 1
号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を
加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資する
と認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当
該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未
満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配
置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を
満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置
くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

介護保険法施行規則が一部改正され、地域包括支援センターにおける職員の配置基準が緩和されたことに伴い、本市における当該基準についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。